

# 六曜

## ならわし?しきたり?迷信?風習?慣習?

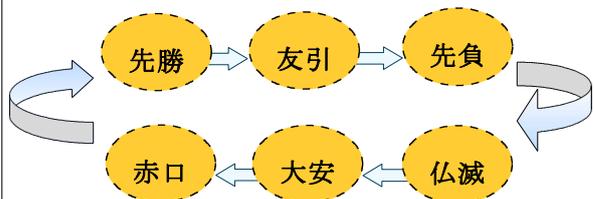
私たちの日常生活の中で、自分では不合理な迷信とか風習だなど思っ  
ても、「みんなが言っていることだから」、「昔からそうしているか  
ら」という理由で従ってしまう、このような経験はありませんか?

日本には多くの迷信があります。言葉の語  
呂合わせでできたもの、故事に由来するも  
の、自然事象が根拠となるものなど、さま  
ざまです。

### 迷信・慣習

- 「4・9」は縁起が悪い数字…
- 湯呑みの中の茶柱が立つと縁起が良い…
- 雷が鳴ったらへそを隠す…
- 初物を食べると七十五日長生きする…
- 秋茄子は嫁に食わずな…
- 大安は吉? 仏滅は凶?
- お祝い事は「大安」…
- 葬式は「友引」を避ける…
- 「仏滅」には〇〇しない…

これら「大安」「友引」  
「仏滅」などは『六曜』  
とよばれます。



- 「先勝」せんしょう/せんかち/さきがち/さきかち
- 「友引」ともびき
- 「先負」せんぶ/せんぷ/せんまけ/さきまけ
- 「仏滅」ぶつめつ
- 「大安」たいあん/だいあん
- 「赤口」しゃっこう/しゃっく/じゃっく/せきぐち



その多くは科学的根拠が  
ないにも関わらず、長い  
歴史のなかで慣習として  
日常生活で使い続けられ  
てきました。そのため、  
迷信や慣習を何の疑問も  
持たずに受け入れてしま  
ったり間違いに気づかなくなったりすることがあ  
ります。ほかの人に押し付けてしまうことが、相  
手の人権を侵害することにもなりかねません。迷  
信通りに行動しないと非難や差別を受けてしまう  
こともあります。

大吉は吉日とされ、今日、結婚をこの日に行われ  
ることが多くあります。また、友引は先勝と先負  
の間であって勝負なし(良くも悪くもない日)の  
迷信でした。ともに引き合うの「共」が「友」と  
解釈され、友を引くという意味に曲解されたので  
す。友引の日には火葬場の多くは開かないとい  
うこともあります。

六曜とは、六曜星、六輝ともいわれ、日本に流布して  
いる「日の吉凶」迷信の一つです。6種の暦注を旧暦  
に当てはめてこの順番に並べてそこにいろいろと意味  
づけをして、縁起をかついだものです。  
近年、六曜を記載しない暦や手帳が増えつつありま  
す。また、結婚式などお祝い事などに日の選択で六曜  
にとらわれない意識も広がっています。迷信や慣習を  
むやみに信じるのではなく、なぜできたのかを知り、  
自分自身の判断で行動することが必要です。

# なごみ

第247号

2022年10月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212



# みんなで築こう 人権のまちづくり



## 人権の花運動

人権の花運動は、1982(昭和57)年から全国で展開されており、子どもたちが協力しながら花を育て

ることを通じて、助け合い協力すること、感謝することの大切さを学び、豊かな人権感覚を育み、命の尊さや、相手への思いやりなどの人権感覚を身につけてもらおうとするものです。また、人権について考える機会としてもらおうと、法務省と、全国人権擁護委員連合会が進めている取り組みです。

京都府でも府内の小学校と、幼稚園や保育所、支援学校などで児童生徒が参加し、水仙の栽培に取り組みます。和東町でも10月中旬頃、小学校・保育園でも球根の贈呈・植付け式を行います。水仙には尊敬や思いやりという花言葉があるので、子どもたちも愛情や思いやりを忘れずみんなで仲良く育ててほしいと思います。



## パッチワーク教室受講生募集のお知らせ

和東町人権ふれあいセンターでは、学習や交流、並びに健康の維持・向上を図りながら、地域福祉の向上を目指し、センターの役割、その事業に対する住民の理解や参加がさらに進むようにとの考えから、交流事業としての文化教室を定期的

期 間:令和4年11月～令和5年2月  
場 所:人権ふれあいセンター2F大ホール  
申込方法:広報折り込みチラシをご確認ください

毎月第3月曜日  
午後1時30分～3時30分



## 各種料金の支払いができます

町府民税

国民健康  
保険税

固定  
資産税

軽自動車  
税

上下水道代

介護  
保険料

後期高齢者  
医療保険料

人権ふれあいセンター



※し尿汲み取り券を販売しています

## ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

10月の相談日

月日・・・10月27日(木)  
時間・・・午前1時30分～4時  
場所・・・人権ふれあいセンター



お問い合わせ先  
和東町人権啓発課  
(人権ふれあいセンター)  
TEL 0774-78-3488  
FAX 0774-78-3212